

Title	K・エンクルマ著『ローデシア・ファイル』
Sub Title	Kwame Nkrumah "Rhodesia file"
Author	小田, 英郎(Oda, Hideo) 井上, 一明(Inoue, Kazuaki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1977
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.50, No.7 (1977. 7) ,p.105- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19770715-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Kwame Nkrumah,

Rhodesia File

Panaf Books Ltd., London, 1976, xvi+168pp.

K・エンクルマ著

『ローデシア・ファイル』

一

「独立アフリカ諸国が、自分たち自身とジムバブウェ人民を守るために、イニシアティヴをとるべき時期が到来した」。ローデシア問題を歴史の流れに沿って解決するためにアフリカ諸国が積極的に行動すべきことを要求したこの言葉は、あたかも、現在ローデシア（ジムバブウェ）の解放勢力をもつとも強く支援している、対南部アフリカ前線諸国の指導者、ニエレレ・タンザニア大統領やカウンダ・ザンビア大統領の口から吐かれたもののように思われるであろう。しかし実際には、この言葉は、一九六五年十一月十一日にローデシア少数白人政権（スマス政権）が英国に対して一方的独立宣言（UDI）をおこなった直後に、当時ガーナ大統領であったエンクルマが、その決意もあらたに述べた演説の一節なのである。彼は

さらにつづけてこう述べている。「もしも我々が南ローデシアの反乱を処理すべく英国がまえて手を持たなかつたことを非難するとすれば、我々アフリカ諸国は、そのような状況に対処する十分な準備をおこたつてきた我々自身をも同様に非難しなければならぬ」と。

彼の演説から一〇年以上を経た今日、これらのエンクルマの言葉は、アフリカ諸国の指導者の手で具体的な政策に移されつつある。それというのも、ローデシア周辺に位置するザンビア、タンザニア、ボツワナ、モザンビーク、アンゴラといった前線諸国が、ローデシア問題解決に積極的に身を乗りだしているからである。一九七六年九月のキッシンジャーによる南部アフリカ往復外交とそれに続くジュネーブ会議は、ローデシア問題の平和的解決というほのかな期待をいだかせたが、七六年一二月から翌年一月にかけておこなわれたリチャード英国連大使による調停工作の失敗以後、ローデシア問題は武力解決の方向へとエスカレートしているように思われる。このような局面において、今後のローデシア問題の成り行きを大きく左右するかぎを握っているのが、前線諸国であり、彼らの意向を無視してはアフリカ人解放勢力でさえおもしきつた行動をとりにえないのである。このような現状にてらしつつエンクルマの主張をあらためて検討すると、まさに彼は歴史を先取りしていたということができよう。

UDI当時、アフリカ諸国のあいだには、宗主国であるイギリスが責任を持つてローデシアにアフリカ人多数支配を実現すべきであ

る、と考える傾向が強かつた。しかしエンクルマはちがつていた。彼はローデシア問題をアフリカ解放の一環としてとらえると同時に、「アフリカ諸国の安全と防衛に対する明白なる危険と脅威」として把握し、その解決のためにアフリカ諸国が主体的に行動するよう主張したのであつた。いいかえれば、エンクルマは、ローデシア問題に関し、英国に圧力をかけることによつて事態を改善するといつた間接的アプローチにとどまらず、この問題を「我々の問題」として直接的にアプローチしようとしていたのである。こういつた彼の姿勢は、一九五七年三月のガーナ独立に際して「アフリカ大陸全部の解放とむすびつかなければ、われわれの独立は意味のないものとなる」と彼自身明確に宣言したことを想起すれば、別段奇異なことではなかつたし、又、彼がガーナ国内にアフリカ問題センター (African Affairs Centre) やアフリカ問題局 (Bureau of African Affairs) を設置して、ローデシアを含めた全てのアフリカ未解放地域のナンヨナリスト達に物心両面にわたる支援をおこなつていたことを知るものにとつては、けだし当然のことであらう。

ところで、エンクルマの特徴は、彼がパン・アフリカニズムの理論的・実践的指導者であつたといふところにある。つまり彼は、「あらゆる形態の植民地主義からアフリカを全面的に解放する」といふアフリカ解放の理念と「私たちのようやくかちえた自由のもつとも確実な防衛手段として」の「アフリカの統一」といふ理念を最も積極的に提唱し、かつ、それらの理念を基礎として行動した人物なのであり、したがつてローデシア問題についても、それを単に一

小地域の問題として限定的に見るのではなく、あくまでも、アフリカの全面的解放の一環としてこれをとらえ、「アフリカの統一」という大目標と有機的に関連させながら、この問題に対処しようとしたのである。事実、ここに紹介する『ローデシア・ファイル』は、時期の異なる演説、書簡集であるために内容や文脈上の重複はまぬがれないが、そこにはエンクルマ流のパン・アフリカニズムの志向を一貫してみいだすことができるのである。それでは、以上のようなエンクルマ主義の特徴を念頭におきながら、次項において重点的に本書にみられるエンクルマの対ローデシア・アプローチを紹介してみよう。

二

本書の構成はつぎのとおりである。

序 論

- 一、自治権
- 二、入植者政治
- 三、南ローデシア、特別かつ緊急の問題
- 四、新しいアフリカ
- 五、一人一票制
- 六、民主主義に対する嘲笑
- 七、アフリカへの脅威
- 八、対ローデシア活動の呼びかけ
- 九、ガーナの対英国交断絶

十、不十分な経済制裁

十一、ローデシア、一アフリカ人の見解

十二、短く鋭くそして断固たるキャンペーン

十三、ジムバブウェ

なお巻頭にはローデシアに関する簡単な年表が、そして各章の初めには編者による解説が附されている。

ところで、本書は主として一九六三年から六六年にかけてのエンクルマによる演説その他を集めたものであるが、この時期はローデシア問題を考えるうえで、とくに重要な事件が数多く起つた時期である。なぜならば、中央アフリカ連邦(ローデシア・ニヤサランド連邦)の解体とそれにとまらぬ連邦軍の対ローデシア移譲問題、アフリカ人ナショナリズム組織の分裂と派閥対立、現在の与党であるローデシア戦線の政府と英国政府による独立交渉、そして交渉の行き詰りからUDIへという当時の政治的潮流は、それ以後今日にいたるまでローデシア情勢の基本的枠組を規定し続けているからである。

このようなローデシアの激動期にあつて、エンクルマはこの問題に対し二通りの戦略をもつて臨んだ。一つは、国連安保理、英連邦首相会議、OAUなどの国際的諸会議を通じてローデシア問題に対し鋭く国際世論を喚起させ、それによつて、英国に対しローデシアにアフリカ人多数支配を実現するよう働きかけることであつた(事実大多數のアフリカ諸国は、概ねこの線にそつて行動している)。もう一つは、ローデシア問題に対しアフリカ諸国が積極的にイニシアティブをとつて行動を起すというものであつたが、まさにこの戦略こそ戦

後バン・アフリカニズムの旗頭としてのエンクルマの本領をいかに

なく発揮したものであるといえよう。それでは彼は、ローデシア問題をバン・アフリカニズムの文脈のなかにどう位置づけたのであろうか。この問に対する回答はすでに一九六三年に出版された彼の著

書 *Africa Must Unite* (野間寛二郎訳『アフリカは統一する』理論社、一九六四年)の中に見いだすことができる。彼は次のように語つてい

る。「アフリカの一部の移住者が、すでにその危険な軍備競争にふ

けて、いまは歯まで武装しているという容易ならぬ徴候がある。

彼らの軍事活動は、アフリカの安全だけではなく、世界の平和にたいしても重大な脅威をつくりだしている。」(邦訳・前掲二七二ページ)

それでは、このような状況への対応策とは何か。彼はこう主張する。

「アフリカの統一のみが、南アフリカその他の政府の極悪非道な野望の達成をはばむことができるのである」(邦訳・前掲二七二ページ)と。そしてこういつたエンクルマの認識は、UDI前後の彼の活動に端的に現われている。

UDI直前の時期、白人入植者政府と英国政府との独立交渉は行き詰り、さらに英国が、予想されるUDIに際して武力介入を含む積極行動をとる意思がないことがはつきりすると、ローデシア問題解決のため、英国に対して圧力をかけるだけではまったく不十分であることが明白になつた。ここにいたつて彼はアフリカ自身の手でローデシア問題を解決する過程のなかで、「アフリカの統一」という多年の目標を実現する絶好の機会が訪れたと判断した。すなわち、エンクルマは、一九六五年十月、アクラで開かれた第二回OAU首

脳会議において、OAU諸国が南ローデシアで多数派を構成する四〇〇万アフリカ人を支援するためにあらゆる措置をとる」よう促すとともに、この問題に対してアフリカ諸国が有効に対処するために「大陸同盟政府 (Continental Union Government)」を設立しなければならぬと提唱するが、さしあたってはOAU内部に「執行委員会 (Executive Council)」を設置するよう主張したのであった。

そしてこのようなエンクルマのローデシア問題に対する積極的な働きかけが効を奏したのか、執行委員会の設置こそわずかに二票差で否決されたものの、OAU首脳会議は、「もしも英国政府が少数白人政権下でのローデシア独立を承認したり、またそれに対して寛大な姿勢をとるような場合には、OAU加盟諸国は対英国交断絶も辞さない」という趣旨の最後通牒をつきつけ、さらに「UDIに反対するという見地から武力行使を含むあらゆる可能な手段を用いる」とともに、「その国に多数派支配を打ち建てるといふ見地からジム・パウエ人民に対し、即刻、必要なあらゆる援助を与える」という非常に調子の高い決議を採択したのであった。

このようなローデシア問題に対するエンクルマ流のパン・アフリカの志向は、少数白人政権によるUDIを契機に矢つぎばやに具体的な行動となつてあらわれた。彼は当時のOAU議長に「ローデシアの反乱という現在アフリカを脅かしている危険に対し、アフリカ諸国が現実的に対処しよう (OAU加盟国の) 国防相と参謀総長から成る会議」の召集を要請するとともに、「あらゆる条約締結国と南ローデシア、ポルトガル、および南アフリカとの間に生じうる敵

対行為に対処する」ことを目的とした「相互防衛安全保障条約」を提唱した。つまりエンクルマによれば、ローデシアの状況はアフリカ諸国の安全と防衛に対する「明白なる危険と脅威であるため国連安保理は「当然活動すべき」であるが、さらに彼は大陸の自己管轄権を求めるアフリカ諸国にとつて「英国がその義務を履行するのをこれ以上待つことは危険」であるから、安保理の行動を坐して待つことなくアフリカ諸国はみずから主体的に行動すべきであると主張したわけである。ただ問題は、OAUの行動が「非常に遅い」ことであり、したがつて前述のような相互防衛安保条約を新たに締結することによつて、ローデシア問題に迅速に対処しなければならぬ、というのがエンクルマの判断であつた。しかし同条約の提案は大方の賛同をえられなかつたため、彼は再度OAUの枠組にもどり、一九六五年十二月「アフリカ総司令部」の設置ならびに国連の権限のもとにOAUが積極行動を起すべきことを改めて提唱したのであつた。他方、彼はガーナ一国でもローデシアに対して積極的行動をとりにかねまじき姿勢を打ちだし、一九六五年十二月五日「国家総動員令」を命じ、「対ローデシア義勇軍」の設立を宣言した。というのもエンクルマは、自国の兵力だけではローデシアの入植者軍を打倒することはできないが、「効果的に動員され展開されるならば、ガーナ軍はスミス体制によつて脅かされているあらゆるアフリカ諸国を強力に支援することができるであろう」との基本認識にたつていたからである。そして事実、彼は一九六六年二月、クーデターが起る直前にザンビアへ軍事使節団を派遣したのであつた。

以上のように、エンクルマの意図は、ローデシアに多数派支配を實現するとともに、この問題をテコに多年の目標であるアフリカ諸国の統一、具体的には「アフリカ同盟政府」の設立を促進することにあつたといつてよいであらう。そのために彼は、ローデシア問題解決の手段として、さらにはアフリカ同盟政府設置への第一段階として、O A U 執行委員会とアフリカ総司令部の設立をアフリカ諸国に訴えかけたのである。

しかし、一部の急進派諸国を除いて、エンクルマの行動に追従する動きはみられなかつた。その原因は二つ考えられよう。一つはエンクルマの言動が当時あまりにも急進的であるように見えたことである。たしかに六五年十月の第二回O A U 首脳会議では、急進的な決議が採択され、同年十二月三日から五日にかけてアジス・アベバで開かれたローデシア問題に関する第六回特別閣僚会議は、首脳会議における決議に即して、同年十二月十五日という期限を切つてそれまでにローデシアの反乱を鎮圧しえない場合には、対英国交断絶を行う旨決定したが、実際にその取り決めに忠実に守つたのはわずかに九カ国であり、しかもそのうち英連邦に属するのはガーナとタンザニアの二カ国だけだったのである。これはエンクルマの言動がローデシア問題に対する大半のアフリカ諸国の方向性から大きくかけはなれたものとなつてしまつていたことを示すものである。

もう一つは、エンクルマのアフリカ圏内におけるリーダーシップの低下である。その大きな原因は、ガーナ政府による他のアフリカ諸国に対する内政干渉や政治亡命者に対する優遇処置に関連してお

り、六五年六月十日から十三日にかけて開かれたO A U 特別閣僚会議では、まさにこれらの問題が討議され、ガーナ非難という形でエンクルマ非難が続出したのであつた。このような事態がアフリカ諸国指導者内でのエンクルマのプレステージを著しく低下させたことは否めないであらう。

しかし以上のような実際面における効果の有無は別としても、彼がローデシア問題を英国とローデシア人だけの問題ではなく、まさにアフリカの問題としてとらえ、かつバックス・アフリカーナに対する重大な挑戦として受けとめていたことにはとくに注目する必要があるであらう。なぜならそれから十年以上を経た今日、アフリカ諸国はようやくこのような認識をローデシア問題に対して持ちはじめているからである。

三

以上、本書の内容を重点的に紹介した。本稿の記述が一九六五年十一月のU D I の前後に集中しているような、したがつて时期的に偏りがあるような印象をあたえるかもしれないが、そもそも本書の構成自体が、そうした傾向をもつていたのである。しかし、前述のように、U D I そのものが、ローデシア問題の今日的性格を規定した最大の要因である以上、本書がこうした構成をとつたのは、当然のことであつたのかもしれない。ただ、U D I 前後の時期にすでに「時代を先取りしていた」エンクルマが、その後一九七二年四月にブラレストの病院で客死するまでのあいだに、ローデシア問題に対

する認識を、さらにどう発展させていたか、是非とも知りたいと望むのは、解放運動の当事者やアフリカ研究者だけではないであろう。本書の編者が、最後の章で、五〇年代からクーデターによる失脚後のギニア亡命時代にいたるまでのエンクルマの解放思想の発展を、彼の著書やパンフレットからの抜粋によつて跡づけたのは、前述のような、予想される読者の知的欲求に応えようとする試みであったのかもしれない。しかし、結果としてこの編者の試みは、成功したとはいえない。もつとも、編者が、ローデシア問題(U D I 前後の時期の)に対するエンクルマの認識と戦略が彼の解放思想の体系のなかでどう位置づけられるのかを説明しようとしたのであれば、それはそれなりの意味をもつているといえよう。

本書は、前述のように、エンクルマのその時々の演説、書簡などを収録したものであるため、全体としてのまとまりという点では、

不十分なものにならざるをえなかつた。表題を『ローデシア・ファイル』としたのは、そのためであろう。それはやむをえなかつたとしても、たとえばローデシア(ジムバブウェ)解放組織そのもの、あるいはその指導者(たとえばエンコモはかつてガーナにいたことがある)などについての、エンクルマの論評は、是非とも本書に収録して欲しかつたと思う。

そうした注文は注文として、アフリカ問題の最大の焦点が南部アフリカに、そして南部アフリカ問題の焦点がローデシアに絞られている現在、十余年以前に始まつたローデシア問題の第一ラウンドの時期に、アフリカ自身の手で積極的かつ主体的にローデシア問題を歴史の流れに沿つて解決しようとする最大の努力を傾けたエンクルマの思想と行動を知るうえで、本書は有意義であるといえよう。